

所得税法等の一部を改正する法律

(所得税法の一部改正)

第一条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十款 各種所得の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)」を
「第十款 贈与等による
第十一款 各種所得

り取得した資産に係る利子所得等の金額の計算(第六十七条の四)
の範囲及びその金額の計算の細目(第六十八条)
」

「墳金等」に改める。

本則(第一百五十三条を除く。)中「国税通則法」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び
義務に関する法律」に改める。

第二条第一項第十六号中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「たな卸を」を「棚卸しを」に改め、同項
第三十四号の二を削り、同項第三十四号の四中「控除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項
第三十四号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

三十四の六 指除対象扶養親族 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、成年扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、合計所得金額が五百万円未満である居住者の成年扶養親族に限る。）及び老人扶養親族をいう。

第二条第一項第三十四号の三中「指除対象扶養親族」を「扶養親族」に改め、同号を同項第三十四号の二とし、同号の次に次の二号を加える。

三十四の三 成年扶養親族 扶養親族のうち、年齢二十三歳以上七十歳未満の者をいう。

三十四の四 特定成年扶養親族 成年扶養親族のうち、次に掲げる者をいう。

イ 年齢六十五歳以上七十歳未満の者

ロ 第三十二号イからハまでに掲げる者

ハ 障害者

二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項（市町村の認定）に規定する要介護認定又は同条第二項に規定する要支援認定（亦において「要介護認定等」という。）を受けている者亦 居住者と生計を一にする配偶者その他の親族のうち要介護認定等を受けている者と同居を常況と

している者又はこれに準ずると認められる者

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、就労が困難な者として政令で定める者

第二条第一項第四十号の次に次の一号を加える。

四十の二 更正請求書 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条规定 第三項（更正の請求）に規定する更正請求書をいう。

第二条第一項第四十四号中「効力」の下に「第一百五十九条（更正等又は決定による予納税額の還付）」を加える。

第十七条中「取り扱うもの」の下に「（以下この条において「事務所等」という。）」を、「おける所在地」の下に「（当該支払の日以後に当該給与等の支払をする者が事務所等を移転した場合には、当該事務所等の移転後の所在地その他の政令で定める場所）」を加える。

第二十八条第三項第五号中「超える」を「超え千五百万円以下である」に改め、同項に次の一号を加える。

六 前項に規定する収入金額が千五百万円を超える場合 二百四十五万円

第二十八条第四項中「前二項」を「第二項及び第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 その年中に支払を受ける給与等が役員給与等のみであり、かつ、当該役員給与等の収入金額が二千万円を超える場合における第二項に規定する給与所得控除額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 その年中の役員給与等の収入金額が二千万円を超えて一千五百万円以下である場合 二百四十五万円
から当該収入金額のうち二千万円を超える部分の金額の百分の十二に相当する金額を控除した残額
- 二 その年中の役員給与等の収入金額が一千五百万円を超えて三千五百万円以下である場合 百八十五万円

- 三 その年中の役員給与等の収入金額が三千五百万円を超えて四千万円以下である場合 百八十五万円
から当該収入金額のうち三千五百万円を超える部分の金額の百分の十二に相当する金額を控除した残額
- 四 その年中の役員給与等の収入金額が四千万円を超える場合 百二十五万円
- 5 前項に規定する役員給与等とは、役員等（次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。）が給与

等の支払をする者から役員等の職務の対価（法人税法第三十四条第一項（役員給与の損金不算入）に規定する使用者としての職務を有する役員の当該職務の対価を除く。）として支払を受ける給与等をいう。

一 法人税法第二条第十五号（定義）に規定する役員

二 国會議員及び地方公共団体の議会の議員

三 国家公務員（特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）別表第一及び別表第二の適用を受ける職員、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員その他これらの職員に準ずる者として政令で定める者に限る。）

四 地方公務員（前号に掲げる者に準ずるものとして政令で定める者に限る。）

第二十八条に次の二項を加える。

7 その年中に第五項に規定する役員給与等と役員給与等以外の給与等がある場合の第二項に規定する給与所得控除額については、第三項各号に定める金額を基準とし、第四項の規定を参照して政令で定め

る。

第三十条第二項中「相当する金額」の下に「(当該退職手当等が特定役員退職手当等である場合には、
退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額)」を加え、同条第三項中「掲
げる金額」を「定める金額」に改め、同項第一号中「この項」の下に「及び第六項」を加え、同条第四項
中「前項」を「第三項」に、「掲げる金額」を「定める金額」に改め、同項各号中「前項」を「第三
項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第二項に規定する特定役員退職手当等とは、退職手当等のうち、役員等（次に掲げる者をいう。）と
しての政令で定める勤続年数（以下この項及び第六項において「役員等勤続年数」という。）が五年以
下である者が、退職手当等の支払をする者から当該役員等勤続年数に対応する退職手当等として支払を
受けるものをいう。

- 一 法人税法第二条第十五号（定義）に規定する役員
- 二 国會議員及び地方公共団体の議会の議員
- 三 国家公務員及び地方公務員

第三十条に次の二項を加える。

6 その年中に第四項に規定する特定役員退職手当等と特定役員退職手当以外の退職手当等があり、当該特定役員退職手当等に係る役員等勤続年数と特定役員退職手当以外の退職手当等に係る勤続年数の重複している期間がある場合の退職所得の金額の計算については、政令で定める。

第四十七条の見出しを「（棚卸資産の売上原価等の計算及びその評価の方法）」に改め、同条第一項中「のたな卸資産」を「棚卸資産」に、「次条」を「以下この条」に、「たな卸資産の」を「棚卸資産（以下この項において「期末棚卸資産」という。）」に、「その者がたな卸資産」を「棚卸資産の取得額の平均額をもつてその年十二月三十一日において有する棚卸資産の評価額とする方法その他の政令で定める評価の方法のうちからその者が当該期末棚卸資産」に改め、同条第二項中「種類、その」を「特例、評価の方法の」に改め、「手続」の下に「棚卸資産の評価額の計算の基礎となる棚卸資産の取得価額」を加え、「たな卸資産」を「棚卸資産」に改める。

第四十九条第一項中「応じ」の下に「、償却費が毎年同一となる償却の方法、償却費が毎年一定の割合で遞減する償却の方法その他の」を加え、同条第二項中「取得価額」の下に「、減価償却資産について支

出する金額のうち使用可能期間を延長させる部分等に対応する金額を減価償却資産の取得価額とする特例」を加える。

第五十二条第一項中「更生計画認可の決定に基づいて」を削り、「の弁済」を「のうち、更生計画認可の決定に基づいて弁済」に、「場合その他の政令で定める場合において、」を「ことその他の政令で定める事実が生じてることにより」に、「貸金等」を「もの」に改める。

第五十七条の二第一項を次のように改める。

居住者が、各年において特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を超えるときは、その年分の第二十八条第二項（給与所得）に規定する給与所得の金額は、同項及び同条第六項の規定にかかわらず、同条第二項の残額からその超える部分の金額を控除した金額とする。

一 その年中の第二十八条第一項に規定する給与等（以下この項及び次項において「給与等」という。）の収入金額が千五百万円以下である場合 同条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額

二 その年中の給与等の収入金額が千五百万円を超える場合 百二十五万円

第五十七条の二第二項中「第二十八条第一項に規定する」を削り、「補てんされる」を「補填される」に改め、同項第四号中「（弁護士、公認会計士、税理士その他の人の資格で、法令の規定に基づきその資格を有する者に限り特定の業務を営むことができることとされるものを除く。）」を削り、同項に次の一号を加える。

六 次に掲げる支出（当該支出の額の合計額が六十五万円を超える場合には、六十五万円までの支出に限る。）で、その支出がその者の職務の遂行に直接必要なものとして財務省令で定めるところにより給与等の支払者により証明がされたもの

イ 書籍、定期刊行物その他の図書で職務に関連するものとして政令で定めるもの及び制服、事務服

その他の勤務場所において着用することが必要とされる衣服で政令で定めるものを購入するための支出

ロ 交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他職務上関係のある者に対する接待、供應、贈答その他これらに類する行為のための支出

ハ 職務に関連して加入した学術団体又は職業若しくは職場を同じくする者が組織する団体で政令で定めるもの（ハにおいて「学術団体等」という。）の会費で、当該学術団体等の運営に必要な経常的経費に充てるためにその会員その他の構成員が負担する支出

第五十七条の二第三項中「に同項」を「修正申告書又は更正請求書（次項において「申告書等」といいう。）に第一項」に改め、同条第四項中「確定申告書」を「申告書等」に、「当該申告書」を「当該申告書等」に改める。

第六十四条第三項中「第一百五十二条（各種所得の金額に異動を生じた場合の更正の請求の特例）の規定による更正の請求をする場合を除き、確定申告書に同項の規定の適用を受ける旨」を「確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、同項の譲渡をした資産の種類」に、「の記載」を「を記載した書類の添付」に改め、同条第四項を削る。

第二編第二章第二節中第十款を第十一款とし、第九款の次に次の一款を加える。

第十款 贈与等により取得した資産に係る利子所得等の金額の計算

第六十七条の四 居住者が第六十条第一項各号（贈与等により取得した資産の取得費等）に掲げる事由に

より利子所得、配当所得、一時所得又は雑所得の基因となる資産を取得した場合における当該資産に係る利子所得の金額、配当所得の金額、一時所得の金額又は雑所得の金額の計算については、別段の定めがあるものを除き、その者が引き続き当該資産を所有していたものとみなして、この法律の規定を適用する。

第七十条第三項中「たな卸資産」を「棚卸資産」に、「補てんされる」を「補填される」に改め、同条第四項中「第一項の青色申告書又は第二項各号に掲げる損失の金額に関する事項を記載した確定申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これら の申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）であつて」を「確定申告書を提出し、かつ」に改める。

第七十一条第二項中「その雑損失の金額に関する事項を記載した確定申告書をその提出期限までに提出した場合（税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書をその提出期限後に提出した場合を含む。）であつて」を「確定申告書を提出し、かつ」に改める。

第七十四条第二項第三号中「（平成九年法律第百二十二号）」を削る。

第八十三条の二第一項中「次項」の下に「並びに次条第一項第一号」を加える。

第八十四条第一項を次のように改める。

居住者が控除対象扶養親族を有する場合には、その居住者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から、その控除対象扶養親族一人につき、次の各号に掲げる控除対象扶養親族の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。

一 年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族及び成年扶養親族 三十八万円（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族については、その居住者の合計所得金額が四百万円を超える場合には、三十八万円からその居住者の合計所得金額のうち四百万円を超える部分の金額の百分の三十八に相当する金額（当該相当する金額に一万円未満の端数があるとき、又は当該相当する金額の全額が一万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）を控除した残額）

二 特定扶養親族 六十三万円

三 老人扶養親族 四十八万円

第八十五条第二項中「第二百二条の三第一号亦」を「第二百二条の三第一号へ」に改め、同条第三項中

「特定扶養親族、老人扶養親族若しくはその他の控除対象扶養親族」を「年齢十六歳以上十九歳未満の扶養親族、特定扶養親族、特定成年扶養親族若しくはその他の成年扶養親族、老人扶養親族」に、「その當時」を「その当時」に、「当該死亡」を「当該死亡」に改め、「時の現況による」の下に「ものとし、第二条第一項第三十四号の四亦に規定する要介護認定等を受けている者がその当時既に死亡している場合における同号亦に規定する同居を常況としている者又はこれに準ずると認められる者に該当するかどうかの判定は、当該死亡の時の現況による」を加える。

第九十五条第四項中「に同項の規定の適用を受ける旨及び」を「修正申告書又は更正請求書に同項の規定の適用を受ける旨の記載があり、かつ、」に、「の記載」を「を記載した書類の添付」に改め、同条第五項を削る。

第九十五条第五項中「に同項」を「修正申告書又は更正請求書（次項において「申告書等」といいう。）に第一項」に、「の記載があり、かつ」を「を記載した書類」に改め、同条第六項中「各年について」を「各年分の申告書等に」に、「確定申告書を提出し」を「書類の添付があり」に、「確定申告書にこれら」を「申告書等にこれら」に、「を記載するとともに、当該申告書に」を「及び」に、「を添付し

た」を「の添付がある」に、「確定申告書に当該」を「申告書等にこの項前段の規定により添付された書類に当該」に改め、同条第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項を同条第八項とする。

第一百二十条第三項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 第一項の規定による申告書に、特定成年扶養親族（第二条第一項第三十四号の四へに掲げる者その他の政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）に係る扶養控除に関する事項の記載をする居住者 特定成年扶養親族に該当する旨を証する書類として財務省令で定めるもの

第一百二十条に次の一項を加える。

6 第一項の規定により提出する申告書が第一百三十八条第一項（源泉徴収税額等の還付）又は第一百三十九条第一項若しくは第二項（予納税額の還付）の規定による還付を受けるためのものである場合における第一項の規定の適用については、同項中「翌年二月十六日」とあるのは、「翌年一月一日」とする。

第一百二十一条に次の一項を加える。

3 その年において第三十五条第三項（雑所得）に規定する公的年金等（以下この条において「公的年金等」という。）に係る雑所得を有する居住者で、その年中の公的年金等の収入金額が四百万円以下であ

るもののが、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額（利子所得の金額、配当所得の金額、不動産所得の金額、事業所得の金額、給与所得の金額、山林所得の金額、譲渡所得の金額、一時所得の金額及び公的年金等に係る雑所得以外の雑所得の金額の合計額をいう。）が二十万円以下であるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その年分の課税総所得金額又は課税山林所得金額に係る所得税については、同項の規定による申告書を提出することを要しない。

第一百二十二条第一項中「第一百二十条第三項第三号」を「第一百二十条第三項第四号」に改める。

第一百五十二条中「同法第二十三条第一項の規定による更正の請求」を「更正の請求（同法第二十三条第一項の規定による更正の請求をいう。次条、第一百五十九条（更正等又は決定による源泉徴収税額等の還付）及び第一百六十条（更正等又は決定による予納税額の還付）において同じ。）」に改め、「同条第三項に規定する」を削り、「同項」を「同法第二十三条第三項」に改める。

第一百五十三条中「国税通則法第二十三条第一項（更正の請求）の規定による」とび「同条第三項に規定する」を削り、「同項」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十三条第三項（更正の請求）」に改め、同条第一号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「年の翌年分以後

の年分の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該年分」を「年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分」に改め、同条第二号中「若しくは更正」を「又は更正」に、「年の翌年分以後の年分の確定申告書に記載した、又は決定を受けた当該年分に係る第百二十条第一項第四号、第六号」を「年分の翌年分以後の各年分で決定を受けた年分に係る第百二十条第一項第六号」に、「第百二十三条第二項第一号若しくは第五号から第八号まで」を「第百二十三条第二項第七号若しくは第八号」に改める。

第一百五十九条の見出し中「更正」を「更正等」に改め、同条第一項中「決定が」を「国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条（決定）の規定による決定が」に改め、同条第二項中「つき更正」の下に「（当該所得税についての処分等（更正の請求に対する処分又は国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定をいう。）に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。以下この条及び次条において「更正等」という。）」を加え、「その更正」を「その更正等」に改め、同条第四項中「掲げる日（）を「定める日（）」に改め、同項第一号中「決定があつた」を「決定の」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第二項の規定による還付金 同項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲

げるものである場合には、それぞれ次に定める日)

イ 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。イにおいて同じ。） 当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と当該

請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいずれか早い日

ロ 国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及びその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。） 当該決定の日

第一百五十九条第四項第三号を削り、同条第五項中「更正」を「更正等」に、「附さない」を「付さない」に改める。

第一百六十条の見出し中「更正」を「更正等」に改め、同条第一項中「決定が」を「国税に係る共通的な

手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条（決定）の規定による決定が」に改め、同条第二項中「更正」を「更正等」に改め、同条第四項中「なつた日」を「なつた日。第一号口において「充當日」という。」に、「については、」を「の区分に応じ」に、「掲げる日数」を「定める日数」に改め、同項第一号中「確定申告期限」の下に「（その確定申告期限後にその予納税額が納付された場合には、その納付の日）」を加え、「決定があつた」を「決定の」に改め、同項第二号中「（その基因となつた更正が次のいずれにも該当しないもの及び次号に掲げるものを除く。）」を削り、「確定申告期限の」を「確定申告期限（その確定申告期限後にその予納税額が納付された場合には、その納付の日）」に、「次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる日」を「次に掲げる日のうちいづれか早い日」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ 第二項の更正等の日の翌日以後一月を経過する日（当該更正等が次に掲げるものである場合には、それぞれ次に定める日）

- (1) 更正の請求に基づく更正（当該請求に対する処分に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含む。(1)において同じ。) 当該請求の日の翌日以後三月を経過する日と

当該請求に基づく更正の日の翌日以後一月を経過する日とのいづれか早い日

(2)

国税に係る共通的な手続並びに納税者の権利及び義務に関する法律第二十五条の規定による決定に係る更正（当該決定に係る不服申立て又は訴えについての決定若しくは裁決又は判決を含み、更正の請求に基づく更正及びその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消しうべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき行われた更正を除く。）当該決定の日

□ その還付のための支払決定をする日又はその還付金に係る充当日

第一百六十条第四項第三号を削り、同条第五項及び第六項中「附さない」を「付さない」に改める。

第一百六十一条第十号中「受ける年金」の下に「（第一百九条第二号（源泉徴収を要しない年金）に掲げる年金に該当するものを除く。）」を加え、同条第十一号中「給付補てん金」を「給付補填金」に改める。

第一百六十六条中「第一百二十条第三項第三号」を「第一百二十条第三項第四号」に改める。

第一百七十四条第三号及び第四号中「給付補てん金」を「給付補填金」に改め、同条第八号中「又はこれ」を「若しくは旧簡易生命保険契約（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条（法律の廃止）の規定による廃止前の簡易生命保険法第三条（政府保証）に規定する簡易生命保険契約をいう。）又はこれら」に改める。

第一百九十条第一号中「の給与等の金額」の下に「（以下この条において「給与所得控除後の給与等の金額」という。）」を加え、同号ハ中「扶養控除の額」の下に「（当該控除対象扶養親族が成年扶養親族である場合には、給与所得者の成年扶養親族に係る申告書に記載されたその居住者の第二条第一項第三十号に規定する合計所得金額（以下この節及び次節において「合計所得金額」という。）の見積額（当該申告書にその年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等に係る給与所得以外の所得がない旨の記載がある場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額）及び当該申告書に記載された成年扶養親族（当該成年扶養親族が同項第三十四号の四へに掲げる者その他の政令で定める特定成年扶養親族である場合には、第一百九十五条の三第二項（給与所得者の成年扶養親族に係る申告書）に規定する書類の提出又は

提示のあつたものに限る。) の数に応じ第八十四条第一項第一号の規定に準じて計算した扶養控除の額)」を加え、同号二中「第二条第一項第三十号に規定する合計所得金額(以下この号において「合計所得金額」という。)の見積額」を「合計所得金額の見積額(当該申告書にその年中にその居住者に対し支払うべきことが確定した給与等に係る給与所得以外の所得がない旨の記載がある場合には、当該給与所得控除後の給与等の金額)」に改める。

第一百九十四条第一項第五号中「特定扶養親族」の下に「特定成年扶養親族若しくはその他の成年扶養親族」を加える。

第一百九十五条の二第一項中「掲げる配偶者特別控除」を「規定する配偶者特別控除」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 その居住者のその年の合計所得金額の見積額(当該給与等に係る給与所得以外の所得がない場合に
は、その旨)

第一百九十五条の二の次に次の一条を加える。

(給与所得者の成年扶養親族に係る申告書)

第一百九十五条の三 国内において給与等の支払を受ける居住者は、第一百九十一条（年末調整）に規定する過不足の額の計算上、成年扶養親族について同条第二号ハに規定する扶養控除の額に相当する金額の控除を受けようとする場合には、その給与等の支払者（二以上の給与等の支払者から給与等の支払を受ける場合には、主たる給与等の支払者）からその年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与等の支払者を経由して、その給与等に係る所得税の第十七条（源泉徴収に係る所得税の納税地）の規定による納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 当該給与等の支払者の氏名又は名称
（は、その旨）
 - 二 その居住者のその年の合計所得金額の見積額（当該給与等に係る給与所得以外の所得がない場合には、その旨）
 - 三 成年扶養親族の氏名（当該成年扶養親族が特定成年扶養親族に該当する場合には、その旨）
 - 四 その他財務省令で定める事項
- 2 前項の規定による申告書に成年扶養親族が特定成年扶養親族（第二条第一項第三十四号の四ヘ（定義）に掲げる者その他の政令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）に該当する旨の記載を

した居住者は、政令で定めるところにより、特定成年扶養親族に該当する旨を証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

3 第一項の規定による申告書は、給与所得者の成年扶養親族に係る申告書という。

第二百一条第一項各号を次のように改める。

一 退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職所得の受給に関する申告書に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を課税退職所得金額とみなして第八十九条第一項（税率）の規定を適用して計算した場合の税額

イ その支払う退職手当等が特定役員退職手当等（第三十条第四項（退職所得）に規定する特定役員退職手当等をいう。以下この項及び第二百二条第一項第二号（退職所得の受給に関する申告書）において同じ。）以外の退職手当等（次号及び同項第二号において「一般退職手当等」という。）に該当する場合 その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額の二分の一に相当

する金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。次号イにおいて同じ。）

口 その支払う退職手当等が特定役員退職手当等に該当する場合 その支払う退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。次号口において同じ。）

二 退職手当等の支払を受ける居住者が提出した退職所得の受給に関する申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額を課税退職所得金額とみなして第八十九条第一項の規定を適用して計算した場合の税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第一百九十九条の規定により徴収された又は徴収されるべき所得税の額を控除した残額に相当する税額

イ その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等がいずれも一般退職手当等に該当する場合 その支払う退職手当等の金額とその支払済みの他の退職手当等の金額との合計額から退職所得

控除額を控除した残額の二分の一に相当する金額

口 その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等がいずれも特定役員退職手当等に該当する場合 その支払う退職手当等の金額とその支払済みの他の退職手当等の金額との合計額から退職所得控除額を控除した残額に相当する金額

ハ その支払う退職手当等とその支払済みの他の退職手当等が一般退職手当等及び特定役員退職手当等に該当する場合 政令で定めるところにより計算した金額

第一百一条第二項中「（退職所得控除額）」を削り、「同条第四項第三号」を「同条第五項第三号」に改める。

第二百三条第一項第二号中「及び当該」を「並びに当該」に改め、「あるときは」の下に「当該退職手当等が特定役員退職手当等又は一般退職手当等のいずれに該当するかの別及び」を加え、同項第四号中「第三十条第四項第三号（障害退職者の割増退職所得控除額）」を「第三十条第五項第三号（退職所得）」に改める。

第一百三条の三第一号ホを同号ヘとし、同号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次の